

第 487 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 6 年 1 月 29 日(月) 10:00～10:13

場 所：経済産業省 本館 6 階東 1 応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから「第487回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長 本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第 2 部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように、「議事次第」において「第 2 部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございます。

それでは、議題の 1 「電力広域的運営推進機関の資金の借入れの認可について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から、御説明をよろしくをお願いします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料 3 につきまして御説明いたします。

14行目以降に「経緯」を書いております。

令和 4 年 4 月に施行されましたエネルギー供給強靱化法によりまして、いわゆる再エネ特措法に関する費用負担調整機関が担ってきた交付金の交付業務や納付金の徴収業務を広域機関が行うこととなっております。

34行目以下ですが、このうちの、調整交付金の額が大きいものですが、調整交付金につきましては、いわゆる回避可能費用を控除した額を発電事業者に付与するという関係で、その回避可能費用の額の多寡によりまして、交付金の総額が変わるという関係にあります。

次の44行目以降ですけれども、その卸電力市場価格の下落等によりまして回避可能費用が下がり、その結果、調整交付金の額が見込額よりも上振れすることになりますと、広域機関に入ってくる納付金との乖離が生じます。こうした不足分は、制度上、必ず起こることとありますので、翌々年度の納付金単価を決める際に考慮されることになります。

47行目以下ですが、他方で、こうした乖離が生じているときには、広域機関に一時的な資金不足が生じることになりまして、エネルギー供給強靱化法におきましては、広域機関は、その資金の借入れができることになっております。その際には、政府保証もつくことになっております。上限額は1,200億円と政令で定められております。

61行目以下ですけれども、広域機関は今般、そうした資金の借入れが必要だとしまして、電気事業法に基づき資金の借入れの認可申請を行っております。これに関しまして、経済産業大臣から委員会に対しまして意見聴取があったものです。

70行目以下ですけれども、「申請内容」につきましては、1,200億円を借入れることになっております。

借入先、借入利率については、競争入札方式により決定することとしております。

それから、75行目以下ですが、借入日は、本年3月29日でありまして、償還方法及び期限は、来年の3月29日に一括償還を行うことにしております。元利金の支払については、政府が保証することにしております。

79行目以下「審査内容」ですけれども、1月17日時点の広域機関の徴収等業務に係る資金の残高は4,600億円であります。この不足額が、一定の仮定を置きますと、1か月当たり1,600億円程度発生する。さらに慎重な見積りをすると、1か月1,900億円の不足額が発生するということで、そうした場合には、特に慎重な見積りをしますと、来年度の開始当初には1,100億円程度不足することになります。

そのため、現時点で1,200億円の借入れを実施し、資金の不足に備える必要が認められると考えるところです。

102行目以下ですけれども、翌々年度の納付金の単価については、今年度の納付金の不足額を勘案して行うこととなりますので、そうした単価の改定が行われ、広域機関に資金が

入ってくる令和8年6月頃からは、現在の納付金の不足に伴う借入金の償還が可能になると考えます。

一方で、広域機関といたしましては、今回は借入金の期間を1年としておりまして、必要に応じて借り換えを行うことにしております。

また、卸電力市場取引の価格が今後上がる場合には、剰余金が増えていくことにもなりますので、より早い時期に借入金の償還が可能になるという見通しになっております。

111行目以降ですけれども、こうした事情で借入れを行いますので、広域機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれは基本的にはないと認められるということであります。

127行目以降ですが、「認可申請に係る意見」といたしましては、当委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可をすることに異存がない旨、経済産業大臣に回答することとしたいと考えます。

131行目以降、「今後の見通し」ですが、経済産業大臣に、委員会の意見を回答した後に、電気事業法上は、財務大臣への協議が必要となっております。その協議がなされた後に、経済産業大臣による認可がなされ、その後、広域機関が実施する競争入札によって借入先が決定され、借入れが行われることとなります。

ということでありまして、本件について御審議をいただければ幸いです。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御意見、御質問がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

北本委員、お願いいたします。

○北本委員      説明ありがとうございました。

今般、1,200億円の借入れを申請することについては、異存はありませんが、124行目の残高の推移を見ますと4月の時点で-200億で、1,200億を借りたとしても、残り2か月たつと、またマイナスになります。収支が黒字化するのは2024年5月を見込んでいるということではないのでしょうか。

○横山委員長      それでは、鍋島課長、お願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長      来年度に入りますと、また、調整金の単価が変わりますので、6月以降は収支が改善していくと考えております。

そうしたことでするので、4月、今かなり保守的な見通しで1,100億円不足するということ

になりますけれども、その後、6月頃には一定の収支一致のような状況になり、さらに令和8年度の6月から財務が改善していくと、そういう見通しを立てております。

ですので、保守的な見通しであったとしても、ぎりぎり何とかなるのかなというふうには思っております。

○北本委員     はい。

単価の改定なり改善が収支にあらわれるのが、2024年6月でよろしいですか。

○鍋島NW事業監視課長     はい。まずは、6月で一定の改善が図られまして、それで、さらに令和8年ですので、2026年の6月からは、本格的に財務が改善すると考えております。

○北本委員     単価の改定の時期と借入金によってカバーされる、資金ショートしないタイミングかどうかを確認していただきたいと思います。資料で、4月までの残高の確認で－200になっていますが、5月も同じく1,600であれば資金ショートするので、その点の確認をお願いしたいという趣旨です。6月からは単月の黒字収支になるのであれば、大丈夫だと思います。

よろしくをお願いします。

○横山委員長     ありがとうございます。

○鍋島NW事業監視課長     単年ですけれども、仮に資金が不足する場合には、今の政令で1,200億円が上限になっておりますが、さらに、その上限を引き上げて借りることもあり得べしと聞いておりますので、万が一不足をする場合には、そうした対応をとる、緊急にそういう対応をとることになると聞いております。

○北本委員     分かりました。

万が一という設定よりも、そもそも6月から改定されるのであれば、一度5月までの資金収支を確認した上で、その後のことも前提に申請されるほうが、こちらとしても検討が、その将来の予見可能性が高まるというところかと思いました。

よろしくをお願いします。

○横山委員長     どうもありがとうございました。貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

(質問、意見等：なし)

どうもありがとうございました。

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として認可することに異存はない旨を、経済産業大臣に意見回答したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異存：なし)

異存がございませんようですので、事務局案のとおり、経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長      事務局から1点、お伝えします。

前回の委員会からの間に2件、書面開催を行っております。

「容量市場2023年度メインオークションに係る事後監視の結果及び今後の対応について」につき、1月22日付けで、今後の対応方針について決定をしております。

また、「令和6年1月23日から的大雪による災害に係る特定小売供給約款の特例認可等について」につき、1月26日付けで認可等を行うことに異存はない旨、経済産業大臣に回答をしております。

議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどをよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了いたします。

——了——